

厚岸町建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月26日

厚岸町長

三浦克宏

厚岸町建設工事執行規則の一部を改正する規則

厚岸町建設工事執行規則（平成元年厚岸町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「130万円」を「200万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に契約の締結がなされた工事については、なお従前の例による。